

# 「子育て世帯」対象の給付制度があります

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給要件に該当すると思われる人で、認定請求をしていない場合はご相談ください。

問い合わせ=子育て支援課子育て支援係（☎47-1150）、新里支所市民生活課（☎74-2904）、黒保根支所市民生活課（☎96-2112）

## ●児童手当

対象=高校生年代（平成19年4月2日以降生まれ）までの児童を養育している人

児童の年齢	児童1人あたりの月額
3歳未満	1万5,000円
3歳以上高校生年代	1万円

※第3子以降は、年齢問わず、児童1人あたり月額  
3万円

## ●特別児童扶養手当

対象=精神または身体に一定以上の障がいがある20歳未満の児童を養育している人※所得制限あり

等級	児童1人あたりの月額
1級	5万6,800円
2級	3万7,830円

※障がいの程度により金額が異なります。



## ●児童扶養手当

対象=次の①～⑨のいずれかの条件に該当する児童を監護している父または母や、父または母に代わって養育している人※所得制限あり

- ①父母が離婚
- ②父または母が死亡
- ③父または母が重度の障がい者（障害者年金1級程度）
- ④父または母が生死不明
- ⑤父または母が1年以上遺棄
- ⑥父または母が1年以上拘禁
- ⑦父または母がDV保護命令を受けている
- ⑧母が未婚
- ⑨孤児など

支給期間=児童が18歳に達する年の年度末まで。ただし、精神または身体に一定以上の障がいがある場合は20歳未満まで。

児童	月額
1人目	1万1,010円～4万6,690円
2人目以降 (1人あたり)	5,520円～1万1,030円

※金額は所得額に応じて決定します。

# 「福祉医療費助成制度」をご利用ください

福祉医療費助成制度とは、加入する健康保険で医療機関などを受診したときに、医療費の自己負担額を助成する制度です。申請が必要ですので、該当すると思われる人は事前に医療保険課医療助成係へご相談ください。

対象=次の①または②に該当する人

①18歳になる誕生日以後最初の3月31日までの

子ども（4月1日生まれは18歳誕生日の前日まで）

②18歳になる誕生日以後最初の3月31日までの子ども（4月1日生まれは18歳誕生日の前日まで）を扶養している母子・父子家庭

問い合わせ=医療保険課医療助成係（☎44-8267）